

1. 策定の目的や策定のねらい等

- ・重要文化財（美術工芸品）の現状や課題を把握し、保存と活用に必要な事項を明確化するとともに、将来的な課題を理解・共有する
- ・活用に当たり文化財としての価値を損なうことのないよう文化財保護のために守るべき事項を明確化
- ・所有者が主体的・計画的に、文化財の保存や日常的な維持管理について適切に対応できるようにする
- ・今後の基本的な保存、修理、活用を図る計画を示し所有者等への支援につなげる

2. 策定主体と策定支援者の考え方

- ・所有者・管理団体が策定
国、地方公共団体（都道府県・市町村）が指導・助言 ※博物館等の職員も支援者となりうる
※原則、所有者の住所地の地方公共団体が支援者となるが、文化財の所在地の地方公共団体が支援者となることも想定される。
なお、現行の保護法上の諸手続きと同様、保存活用計画策定後は所有者及び所在地の双方の地方公共団体に共有する。

3. 計画期間の考え方

- ・概ね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
（計画期間を超える将来的にわたる方針も記載可。期間終了時には記載内容を見直し）

4. 計画記載事項（必ず記載すべきと考えられる共通的事項は＊印）

- ・文化財の基本情報＊
- ・保存環境（施設及び設備環境）＊
- ・日常管理の現状（防災・防犯対策）＊
- ・修理の履歴・計画及び留意事項＊
- ・活用の履歴・計画及び留意事項＊
- ・文化財保護に係る諸手続き＊

5. 国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果

- ・保存・管理上の留意事項や必要な諸手続き等を計画で整理して所有者等の理解を深め、より適切な保存・活用が可能となることを期待しており、その内容の適切性を文化庁としても確認する観点からも、国の認定が必要である
- ・計画の認定プロセスにおいて国が内容を確認することから、計画に記載された事項については、その後の手続きの弾力化が可能ではないか。これにより計画の実効性も向上し、所有者等の円滑な保存・活用にも資する
- ・具体的には、計画において記載された現状変更等の行為について、国が内容を確認して計画を認定した場合、当該行為の許可手続きについては、別個に許可申請を要するものとせず届出に代えることが考えられる
- ・また、所有者による修理について国庫補助事業等を除き、個別に事前の届出を求めているが、その内容は保存活用計画上も記載されることが考えられるため、手続き上の整理は改めて検討する

計画認定による制度上の効果のイメージ【重要文化財（美術工芸品）】



軸装

軸装から
額装仕立て
に現状変更



額装

※例示であり、実際の計画とは異なる

計画において現状変更等の具体的行為を記載し計画が認定された場合

予め現状変更等の内容を計画に記載し、計画の認定を受ければ、その後の手続きは許可ではなく、届出に代える

具
体
例

保存活用計画に軸装から額装仕立てに変更する旨とその詳細な内容を記載

<計画とは別に添付書類も必要とする>

- 現状変更に関わる仕様書
 - 現状変更しようとする箇所の写真
- 等